

食品添加物表示の検討経緯

令和元年8月
消費者庁食品表示企画課

公表されている会議資料で、平成元年以降これまでに、食品添加物表示制度に関する実質的な議論を行っている有識者検討会等

- ①第22回「食品の表示に関する共同会議」
(平成17年3月23日開催)
- ②食品表示一元化検討会
(平成23年9月～平成24年8月に開催)

第22回「食品の表示に関する共同会議」(平成17年3月23日)

食品添加物の表示を議題とした趣旨と結論(参考資料1、2)

- ・今回は表示制度を変えるためではなく、現状の表示制度について紹介
- ・諸外国との比較の一覧表を見ると表示の基本的ルールの食品素材と添加物を区別するという点が異なる以外は、米国、EU、コーデックスと同じような制度になっており、直ちに改善しないと問題があるというものはなさそうだ。問題が出てくれば、また議論することとしたい。

現状(当時)の課題

1. 添加物を重量順に表示することについて
 - ・JAS法では、添加物の表示順は重量の多い順に表示。
 - ・使用量が非常に少ないので、厳密に重量順にすると間違えることもある。
 - ・アメリカでは2%以下は順序を問わない。
 - ・添加物自体は安全性が確認されているのだから、ここまで厳密にすることははない。

↓
当時の対応:今後検討したい。

(→ 食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)第3条にて「添加物に占める重量の割合の高い順に表示する」規定。)

現状(当時)の課題

2. 食品素材と食品添加物を分けて表示することについて
 - ・諸外国では、食品素材と食品添加物を分けていない。
 - ・JAS法では、食品素材と食品添加物を分けて表示する。
 - ・食材と添加物を現在の表示では明確に区別していないのが現状のようだ。

↓
当時の対応:今後整理したい。

(→ 食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)第8条に基づく別記様式にて、原材料と添加物を分けて表示する。)

現状(当時)の課題

3. キャリーオーバーと味や香りとの関係について
 - 五感に訴えるものについては最終食品にも効果が残存しうると考えられるため、キャリーオーバーに該当しない。
 - (→現在も継続(食品表示基準Q&A(令和元年7月1日最終改正)加工-92))

食品表示一元化検討会報告書の概要

平成24年8月 消費者庁

検討会(座長:池戸重信宮城大学特任教授)は、平成23年9月から12回開催

食品表示の機能:適切な商品選択のための情報提供と、実際にその

食品を摂取する段階での安全性の確保

今日的な課題への対応のための食品表示制度の見直し

- ・我が国の食生活をめぐる状況変化への対応
(食生活の多様化、高齢化の進展、様々な情報伝達手段の普及)
- ・諸外国の食品表示制度の動向を踏まえた対応

新たな食品表示制度の基本的な考え方

現行制度の枠組みと一元化の必要性

- 食品衛生法、JAS法、健康増進法のうち、表示部分の一元化
- 分かりやすい食品表示が必要～現行制度は複雑で、消費者、事業者、行政にとって問題

消費者基本法の理念と食品表示の役割

消費者基本法において消費者の権利とされている安全の確保と自主的かつ合理的な選択の機会の確保の両方を実現するために重要な機能

新しい食品表示制度の在り方

- 新制度の目的は、
・食品の安全性確保に係る情報の消費者への確実な提供(最優先)に併せて、
・消費者の商品選択上の判断に影響を及ぼす重要な情報の提供を位置付け
- 食品衛生法とJAS法で定義が異なる用語の統一・整理
- より重要な情報が、より確実に消費者に伝わるようにすることが基本
- 食品表示の文字を見やすく(大きく)するための取組の検討が必要

義務表示事項の範囲

- 表示の義務付けは、表示により情報が得られるというメリットと、表示に要するコストというデメリットを、消費者にとってバランスさせることが重要
- 現行の義務表示事項について、長年の議論も踏まえつつ、情報の確実な提供という観点から検証
- 新たな義務付けを行う際には、優先順位の考え方を活用
～容器包装以外の媒体での情報提供を前提とした容器包装への表示省略も考慮
- 将来的にも必要に応じて見直しできるように法制度とすることが必要

新たな食品表示制度における適用範囲の考え方

中食、外食等におけるアレ르기情報取扱い } 専門的な検討の場合
インターネット販売の取扱い } 別途設け検討

新たな食品表示制度における栄養表示の考え方

健康・栄養政策における課題
栄養表示が、健全な食生活の実現に向けて重要な役割を果たすことを期待
～生活習慣病の増加等に対応

国際的な栄養表示制度の動向
2012年コーデックス委員会総会において、栄養表示の義務化に向けた見直しを合意

栄養表示に関する基本的な考え方

栄養表示の義務化は、消費者側・事業者側双方の環境整備と表裏一体

新しい栄養表示制度の枠組み

- <義務化の対象>
・原則として、全ての加工食品、事業者に義務付け
- ・対象とする栄養成分は、義務化施行までに幅広く検討

<表示値の設定方法>

- ・計算値方式の導入、低含有量の場合の許容範囲の拡大等

栄養表示の義務化に向けての環境整備

- ・計算値方式等の先行導入及びそれを活用した表示拡大(食品、成分)の推奨
- ・栄養に関する情報についての消費者への普及啓発
- ・公的データベースの整備、計算ソフト等の支援ツールの充実

義務化導入の時期

新法の施行後概ね5年以内を目指しつつ、環境整備の状況を踏まえ決定

本報告書で示された基本的考え方を踏まえ、新法の立案作業に着手
⇒成案を得た後、速やかに法案を国会に提出することが適当

加工食品の原料産地表示 } 一元化の機会に検討すべき項目とは
遺伝子組換え表示など } 別の事項として位置付け

食品表示一元化検討会報告書（平成24年8月9日）

1. 食品表示一元化検討会報告書から

(4) 義務表示事項の範囲（参考資料3）

ア 基本的な考え方

- 食品の安全性確保に関わらない事項について表示の義務付けを検討する場合
- ・個々の消費者にとつての重要性は消費者によって異なることに留意
- 表示するために相応のコストがかかる ➡ 食品の供給が制約される
- ➡ 必ずしもそのような情報を求めていない消費者が利便を受けることが困難になるおそれ
- ➡ 負担が増加するおそれ、がある。
- ➡ 消費者にとつてどのような情報が真に必要な情報であるか否かよく検証する必要

ウ 新たな義務付けを行う際の考え方（参考資料3）

表示対象を容器包装以外にも拡大しようとする場合

省略が認められている事項を情報提供させざる方向で見直す場合

↓

優先順位の考え方を活用：より多くの消費者が重要と考える情報かどうか

例：添加物の表示について

- ・パブリックコメントで見直しの意見有 ➡ 全ての情報を容器包装上に表示義務を課すと
- ➡ 見やすさが低下するおそれ、コスト上昇のおそれ
- 優先順位を考慮
- 容器包装以外の媒体を利用も検討
- 消費者と事業者双方にとって選択の余地があることが望ましい

2. 中間論点整理についての意見募集から（参考資料4）

- ➡ 一元化の機会に検討すべき事項とは別の事項として位置付け
- ・食品添加物の一括表示など、分かりにくい表示についての見直しが必要。
- ・添加物表示も物質名で記載するとスペースを多く要するので、EUのように記号番号で表示してもよいのではないか。
- ・“無添加”、“不使用”など使用していない原材料に対する強調表示を規制事項にすることを希望。食品添加物の無添加や不使用の表示は、それを使用しないことが優良であるような誤認を消費者に与え、場合によっては安全性を軽視する可能性もあり、それを強調するような表示は不適切。